２川健障福第１３９４号
令 和 ３ 年 ３ 月 １ ６ 日

川崎市育成会手をむすぶ親の会
会長　　美和　とよみ　様

川崎市長　　福　田　　紀　彦

令和３年度への予算要望について（回答）

時下、貴会におきましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から本市の障害保健福祉行政に対し、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和２年８月２０日付け川育成第７号にて御提出のありました要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

（健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課担当）
電　話　０４４－２００－２６７６
ファクス０４４－２００－３９３２

１　災害時の支援について（喫緊）

（１）通所施設が水害・土砂災害などで被災した時のサポート体制の構築

【回答】

令和元年東日本台風においては、障害者施設等で被災状況の把握に課題を残したことを踏まえ、被災した際にも円滑な支援が行えるよう、災害時における支援体制を整備・強化する必要があると考えているところでございます。

今後につきましては、大規模災害の発生を見据え、福祉施設の情報を集約し、地域の関係機関との連携を深め、市内社会福祉法人、事業所との情報連携の仕組みづくりなど、必要な体制の構築等について検討してまいります。

（２）一次避難所における障害者への配慮

【回答】

令和元年東日本台風において、障害のある方や高齢者等専用の「要配慮者専用スペース」を設けた避難所は半数のみであったことから、全市約１８０か所の一時避難所全てに、高齢者・障害者専用の避難スペースの設置の取組みを推進します。

また、避難所以外で過ごす場合の指針の作成など、必要な取り組みについては関係部局と連携して整理してまいります。

（３）二次避難所のあり方の検討など

【回答】

本市では、原則として、まず、市立小・中学校等の指定避難所に避難していただきますが、指定避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、何らかの支援を要する高齢者及び障害のある方等の避難施設（二次避難所）として、社会福祉施設を使用する協定を締結しております。

二次避難所の開設を要請するためには、まず、施設側が被災状況の把握や安全確認等を行った上で初動体制の確立が必要であり、開設までに一定の時間が必要であることから、二次避難所の公表については、施設側の考え方も含めて、慎重に進めております。

二次避難所（福祉避難所）については、現実的な確保・運営に向けて見直しを進めており、関係機関との協議を進めております。

（４）災害時安否確認について

【回答】

本市では、災害時に自力で避難することが困難な方で、支援組織への個人情報の提供に同意された在宅の方を対象に、支援組織等による安否確認や避難支援等を行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しております。

また、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿については、本制度登録者と併せて、要介護度3～5 及び身体障害者手帳 1～4 級（4 級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級 1～2 級を対象としており、各区役所及び関係局で共有しております。

引き続き、本制度の充実に向けて区役所や関係局とも連携した取組みを進めてまいります。

２　新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策について（緊急）

（１）施設事業所の対応について

【回答】

社会福祉施設におきましては、新型感染症の感染拡大や被災した場合であっても、最低限のサービス提

供を維持することが求められており、事業継続計画を作成しておくことが有効であると考えております。
　市内の障害者施設では、法人本部が作成したガイドラインをもとに運用を行うなどの具体的な動きもあると伺っておりますが、今後、各施設に対して作成状況の調査を行ったうえで、未作成の施設に対しては計画の必要性について周知を図るとともに、研修の実施や国から示されております様式等を用いて作成支援を行ってまいります。

（２）介助者・本人が罹患した時の川崎市の対策について

【回答】

　新型コロナウイルス感染症の陽性者等への対応につきましては、神奈川モデルにより病床数等を管理しており、感染者等の入所につきましても、福祉従事者及び医療従事者の連携が必要であることから、神奈川モデルの中で対応することとなっています。
　障害児者が罹患した場合については、在住区の衛生課が患者に関する情報収集を行い、この情報を踏まえ本市の医療調整担当部署と神奈川県の医療調整担当部署が情報共有を図りながら対応するため、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、かかりつけ医へＰＣＲ検査の相談、罹患した場合は区衛生課へ相談及び指示に従っていただくようお願いします。

３　人材の確保と育成について

【回答】

　障害福祉施設等の支援者の人材確保及び育成につきまして、本市では、行動援護や移動支援等の従事者養成研修の支援を行うとともに、重度訪問介護や相談支援従事者に係る研修、強度行動障害支援者養成研修などを委託にて実施しているところでございます。
　今後におきましても、施設従事者向けのスキルアップに関する研修等に取り組むとともに、国において、障害福祉分野における介護人材の確保や定着、育成を促進するための取組をより一層進めることを要望してまいりたいと考えております。

４　特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化

【回答】

　本市では、昭和６０年度から「特別支援学校等進路対策」を掲げ、卒業生への動向を把握し、特別支援学校進路担当、各区地域みまもり支援センター、障害者更生相談所、及び各障害者関係事業所が連携しながら、卒業生が希望に沿った進路を選択できるように調整するとともに、日中活動の場の確保として、各区に就労継続・就労移行支援事業所や生活介護事業所等の新設を基本と市ながら、小規模作業を含めて計画的に受け皿の確保を進めてきました。
　平成２８年度～３５年度までを計画期間とする第２期障害者通所事業所整備計画を平成２８年度に策定し、平成２９年度には、小規模生活介護事業所整備費補助制度を創設するなど、計画的に整備を推進しているところでございまして、平成３０年４月には、この新たな補助金を活用し、医療的ケアが必要な方の利用が可能な通所事業所が市内に２か所新たに開所したところでございます。
　今後につきましても、関係機関と連携しながら、引きこもりがちな人を含め支援の充実を図るとともに希望に沿った進路を選択できるように調整を進めてまいります。

５　障害者の高齢化と家族の高齢化に向けた取組み

（１）福祉センター跡地障害者入所施設の機能別・障害別定員について

【回答】

入所施設につきましては、知的・身体障害者等の方々を対象としており、その割合はご利用者の状況に応じて対応する方向となっております。

「川崎市複合福祉センターふくふく」においては、地域に根差した施設運営を目指して、管理組合（川崎市及び社会福祉法人三篠会で構成）を中心に、地元の皆様と運営協議会を設置する方向で検討しております。

メンバーについては、今後、地元町内会の皆様等のご意見を踏まえて、協議、検討してまいります。

なお、当該運営協議会は、「ふくふく」全体の諸事項に関する情報共有や活動報告、地域課題において「ふくふく」が寄与できる事案などについて話し合うものであり、障害者入所施設の運営方針その他運用等を中心に協議する場ではありませんので、申し添えます。

（２）福祉センター跡地に整備される入所施設に併設される短期入所施設（ショートステイ）は、酸素吸入などの医療的ケアが必要な重度知的障害者が希望すれば必ず受け入れてくれる体制の確保について

【回答】

福祉センター跡地を活用した障害者支援（入所）施設を運営する法人の募集においては、胃ろう、経管栄養、痰吸引等の医療的処置の必要な障害者を受け入れられる体制を確保することとしており、現在、令和２年度末の開設に向けて調整を行っているところでございます。

（３）グループホームの整備

ア　市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用（継続）

【回答】

本市の市営住宅につきましては、建替え等のために入居募集を停止している住戸、いわゆる政策空き家において、現在３住宅計９戸をグループホームとして活用しているところでございます。今後も引き続き、関係部局との連携の下、既存市営住宅の有効活用の取組を進めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、100 戸以上の大規模な団地の建替事業においては、社会福祉施設の建設用地を創出することとしています。今後も引き続き、関係部局と連携し、市営住宅用地の有効活用を推進してまいります。

イ　グループホームの計画的整備の推進（継続）

【回答】

グループホームの市内の設置状況につきましては、本年７月１日現在で、３１２住居、１，３８１名定員でございまして、定員数が最多の多摩区が３８６名定員、最少の幸区が７４名定員となっており、南部地域は適した物件が少ないといった状況を関係団体からも伺っております。

グループホームの整備は、運営法人による物件の確保を基本としておりますが、障害のある方の地域で自立した住まいの場を確保するための重要な施策であり、整備状況等に応じて必要とされる場合には、市有地の活用を含め検討してまいりたいと存じます。

ウ　世話人体制の確保充実（継続）

【回答】

本市におきましては、障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う事業所に対して、入居者に対して良質なサービス提供を実現するために必要な世話人体制を確保することを目的とした世話人体制確保加算等の市単独加算として、事業所の運営への支援を行っているところでございます。

今後につきましては、障害者施設運営状況調査や国及び他都市の動向、事業者との意見交換などを踏まえ、市単独加算のあり方について引き続き検討してまいりたいと存じます。

エ　終の棲家に必要な支援（継続）

【回答】

平成３０年度の報酬改定におきまして、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として「日中サービス型共同生活援助」が創設されました。

この新たなサービスにつきましては、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本にするとともに、利用者６人に対し世話人１人という従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の利用者５人に対し世話人１人をベースに、利用者４人に対し世話人１人及び利用者３人に対し世話人１人の基本報酬が設定されております。本市におきましても日中サービス型共同生活援助事業所の指定がより進むよう、事業者指定の状況を注視してまいります。

また、本市といたしましては、通所利用時の年齢が５０歳以上であるなど、一定の要件を満たした場合につきましては、グループホームと日中活動の場が併設されている施設において、双方の事業所を利用することができるよう、平成２９年に規定を整備したところでございます。

（４）短期入所（ショートステイ）施設の拡充

ア　身近な所にショートステイの整備（継続）

【回答】

平成２８年３月策定の「第２期障害者通所事業所整備計画」では、障害のある方の地域生活を支える仕組みの１つの柱として、「短期入所」の拡充の必要性を課題としており、生活介護事業所への併設を含めた効率的な導入を検討し、区を単位とした短期入所サービスを提供する体制を整備することを位置づけております。

また、平成３０年３月策定の「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画」では、生活介護４０名程度、共同生活援助１０名程度、短期入所１２名程度等の機能を備えた地域生活支援拠点施設を高津区に整備することとしております。

さらに、医療的ケアが必要な方向けの短期入所につきましては、看護人材や福祉人材の確保をはじめとした様々な課題があると認識しておりますが、短期入所ベッドの利用状況等を踏まえながら、医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等を構成員とした「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」等において、今後も検討していきたいと存じます。

加えて、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームといたしまして、平成３０年度に創設された短期入所の併設を要件とした「日中サービス支援型共同生活援助事業所」がございますが、この事業所を整備するための手法等を検討してまいりたいと考えております。

障害者の短期入所につきましては、障害のある方とその御家族の地域生活を支える大変重要なサービスであると考えておりますので、引き続き、短期入所ベッドの拡充に努めてまいりたいと存じます。

イ　ミドルステイ制度の創設（継続）

【回答】

いわゆるミドルステイについてでございますが、本市においては、原則として短期入所はひと月当たり７日までの利用としておりますが、介護者の長期入院等の御家族の事情により短期間で退所できない場合には、連続で 30 日、年間 180 日までの利用も可能としております。

また、短期入所を利用しなければ生活が成り立たない等のやむを得ない事由がある場合には、個別に判断し、連続利用及び年間利用日数を超過した取扱いもしており、市内一部の施設において一定期間の受入れ

を運用の中で行っている実態もあると伺っております。

短期入所につきましては地域生活を支える大変重要なサービスと認識しておりますので、今後も整備に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

（５）特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の拡充（継続）

【回答】

はじめに、本市では、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標に掲げ、特別養護老人ホームの整備など、高齢者の多様な居住環境の実現に向けた取組を進めているところでございます。

障害のある方の高齢化に対する取組の一つとして、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備において、障害のある要介護高齢者の受け入れを可能とする施設の整備を進めているところでございます。現在、令和元年９月に開所した、中原区井田地区の「特別養護老人ホーム桜の丘」では、「障害者支援施設」の入所者又は「障害者グループホーム」の入居者で、「特別養護老人ホーム」での支援がふさわしい高齢障害者について、定員の１割程度を受け入れることを条件とした整備を進めてきたところです。

また、今後の予定としましては、川崎区日進町地区、高津区蟹ヶ谷地区、多摩区長沢地区に各１ヶ所の整備を進めてまいります。今後につきましては、当該施設の運営状況等を踏まえながら、民有地における特別養護老人ホームでも高齢障害者の入所が可能となるよう、設置運営法人と整備に向けた調整をしてまいります。

（６）法人成年後見制度の充実（継続）

【回答】

本市においては、川崎市社会福祉協議会が運営する「川崎市あんしんセンター」と連携して、成年後見制度の法人後見や日常生活自立支援事業等の取組を推進しています。

また、平成１９年度から、本市と「あんしんセンター」を中心として、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会などの専門職が参加する「川崎市成年後見制度連絡会」を開催しており、制度の普及啓発のためのシンポジウムや親族後見向けの研修等を行っております。

今後も成年後見制度の促進が図られるよう、裁判所や専門職との情報共有を進め、連携強化に取り組んでまいります。

６　地域生活を支える保健、医療、福祉サービスの拡充

（１）重度障害者医療助成の維持など（継続）

【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、重度の障害がある方の健康保持並びに福祉の増進を図るため、県の全額補助事業として、昭和４８年度から医療費の自己負担分を助成しているものでございます。

しかしながら、制度発足当時と比べまして、度重なる医療制度改革や対象者数の増加等により事業費が年々増加する一方で、神奈川県が年齢制限、一部負担金の導入及び所得制限を実施したことにより、補助額が削減されている状況にあります。

本市におきましては、平成２５年１０月に精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方を新たに対象とする改正（入院に係る医療費を除きます。）を行い、令和２年度も引き続き県の補助対象外の方についても現行どおり市単独で助成を行っているところです。

令和３年度以降の対応につきましては、今後も制度の安定性・継続性が重要であると考えておりますので、制度の趣旨を踏まえ医療保険制度である特定疾病療養や国公費負担制度である自立支援医療（更生医

療・精神通院医療）等の優先使用（重度障害者医療費助成制度の適正運用）について周知を図りつつ、国・県・他都市の動向を注視し慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。

（２）地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設（継続）

【回答】

本市におきましては、平成２８年３月に策定した「第２期障害者通所事業所整備計画」に基づき、生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市の単独事業である障害者生活支援・地域交流事業といったサービスを提供する地域生活支援拠点施設の整備を行っており、これまで川崎区、中原区及び宮前区の３か所を整備したところでございます。

今後におきましては、運用状況を踏まえて施設機能を検証しながら、高津区、麻生区への整備を進めるとともに、整備地等が決まっていない幸区、多摩区につきましても、整備に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

（３）セルフプランが安易に用いられないよう相談支援体制の充実（継続）

【回答】

相談支援事業所の拡充につきましては、相談支援従事者初任者研修や現任研修等を実施し、相談支援従事者の養成に取り組んでおります。

また、事業者向けの集団指導等を通じて、相談支援事業への新規参入の勧奨や、他都市と連携を図りながら国に対してサービス等利用計画作成における報酬単価の見直しを要望しております。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、事業所の拡充を含む、計画相談支援体制の強化につきまして、検討してまいります。

（４）地域包括ケアシステムにおける知的障害のある人への支援（継続）

【回答】

本市では、高齢者や障害者、子ども、子育て世代、現時点ではケアを必要としない方を含む全ての地域住民を対象として、地域包括ケアシステムの構築に向け取組を推進しています。

また、障害者の専門窓口として、各区役所高齢・障害課や障害者相談支援センターにおいて障害者に関する総合的な相談を受け付けております。さらに、できる限り身近な地域で、あらゆる生活上の障害への対応に必要な総合的かつ専門的な支援を提供するため、障害者更生相談所と精神保健福祉センターの両方の機能を持ち、障害種別や年齢を問わず、医師、作業療法士、理学療法士などの専門職による支援を提供する地域リハビリテーションセンターの整備（中部・北部は整備済み、南部は令和３年４月開設予定）を進めているところです。

今後におきましても、区役所や障害者相談支援センター、地域リハビリテーションセンターなどの関係部署が協力し、地域の関係機関・団体等と連携しながら知的障害者への支援を行ってまいります。

（５）生涯に亘る、切れ目のない支援体制の構築

【回答】

本市では、乳幼児期から成人期に至るまでの生涯を通じ、そのライフステージにおける様々な場面において、支援者にご本人の特性を共有してもらい、一貫した支援を受けながら安心して社会生活を送るための情報提供ツールとして、「かわさきサポートノート」を活用しており、進級、進学、就職などライフステージに応じて、各関係機関に提示することで、共通理解が深まり、よりよい支援環境を整えることにつながるよう努めているところでございます。

今後につきましても、障害の特性や育ちの段階（ライフステージ）に応じた適切な支援を切れ目なく提

供できるよう、障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制の構築を図ってまいります。

（６）家族を支える生活介護事業所の延長対応、日中一時支援、ヘルパー派遣の充実（継続）

【回答】

日中活動の時間終了後の夕方等の支援について、給付費など国の制度で対応すべきものにつきましては、今後も引き続き、他都市とも連携を図りながら国に対して要望してまいります。

また、本市の取組といたしましては、生活介護事業所における開所時間後の夕方時間帯における利用ニーズに対応するため、平成３０年４月に障害者の夕方・休日時間帯の支援体制に対応し、かつ、社会資源の有効活用を図る目的から、生活介護事業所における開所時間後のスペースを活用する障害児者一時預かり事業の指定の特例を認める制度改正を行ったところでございます。

障害児・者日中一時支援事業につきましては、平成２７年度１４施設から令和２年度２６施設へと実施箇所を増やしてきたところでございます。

また、事業所の指定における特例につきまして、令和３年１月１日現在、６事業所が特例を活用した指定を受けております。今後におきましても、環境整備に努めてまいります。

７　障害者理解を深めるための啓発の積極的な推進（継続）

【回答】

障害者差別解消法に関する普及啓発といたしましては、制度内容や相談窓口等を記載した啓発チラシや、障害の種別ごとの特徴やサポートの方法等を記載した「障害のある方へのサポートブック」を作成し、区役所や関係機関に配布し、ホームページにおいても掲載しているところでございます。

今後におきましても、様々な機会を捉えてこれらの周知に努めるとともに、障害者差別解消法の趣旨である、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を推進してまいります。

８　障害者の所得保障（年金の保障、就労支援制度の拡充）

（１）　障害基礎年金受給者について、障害者が自立して生活できるよう、住宅扶助や医療扶助的な補助を付加するよう国に働きかけてください。（継続）

【回答】

障害基礎年金を含む基礎年金の給付につきましては、国民年金法第１条及び第２条にございますように、憲法第２５条の理念に基づき、すべての生活部面について、国民生活の安定が損なわれることがないように、必要な給付を行うこととされております。

国においては、令和元年１０月に障害年金生活者支援給付金を含む年金生活者支援給付金制度が施行されましたが、このような効果が限定される給付金の支給ではなく、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善について、他の政令市とともに国に要望を行っているところでございます。

（２）就労援助のための雇用施策（継続）

【回答】

障害者雇用の促進に向けては、就職を希望する障害者本人と求人を行う企業とのマッチングを的確に行うことが、その後の定着に最も重要な点と考えております。このため、両者を結び付けるマッチング力の強化を目指して、障害者地域就労援助センターを中心とした支援を実施するとともに、就労定着支援に

向けて、川崎発の就労定着プログラムＫ－ＳＴＥＰの普及に取り組んでおります。

さらに、心身のコンディションから、週あたり２０時間以上の就労が難しい方を対象として、それぞれの状況にあった就労が可能なよう「短時間雇用プロジェクト」の取組を進めています。また、就労に向けた準備段階の方に対しては、川崎フロンターレなどのスポーツやカワサキハロウィンといったエンターテインメントの場での就労体験事業等により、障害者本人への働く力と就労意欲の向上に向けた取組を推進しております。

一方、企業に対しては、企業応援センターかわさきにおいて、雇用を検討、実施する企業への支援を進めているところでございます。具体的には、障害者雇用に関する様々な相談、質問に対応するほか、企業が障害のある従業員の特性を理解し効果的なサポートや配慮の提供を行えるようきめ細かい支援を実施しております。

さらに、障害者雇用に関する企業向けセミナーの開催、ハローワークや神奈川県との共同による普及・啓発事業など具体的な取組を進めているところです。

今後につきましても、企業、就職を希望する障害者の双方の状況に応じた支援を実施してまいります。

９　その他

（１）各区地域自立支援協議会の構成員に親の会を加える。（継続）

【回答】

障害者総合支援法において、地方公共団体は、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等で構成される協議会（地域自立支援協議会）の設置に努め、その協議会において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされており、本市では市及び各区に地域自立支援協議会を設置しているところです。

地域自立支援協議会は、地域における障害者等への相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であるとされております。

現在、次年度以降の障害者の相談支援体制の見直しに向けた検討を進めていることから、その検討状況も踏まえつつ、第５次かわさきノーマライゼーションプラン（案）の基本理念である「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」に向け、より充実した取り組みを行っていけるよう、構成員のあり方を含め、効果的な運営のあり方について随時検証しながら、今後も活動を行ってまいります。

（２）特別割引用交通系ＩＣカード導入について（継続）

【回答】

ふれあいフリーパスのＩＣカード化及び将来的に他の交通機関でも使用可とすることにつきましては、関連事業及び他都市の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

ふれあいフリーパス及び障害者一般乗合自動車運賃割引証の内容につきましては、引き続き各バス会社に周知を行ってまいります。

割引証につきましては、県及び県バス協会の調整により、県内統一の様式となっておりますため、現行の割引証の御利用に御理解、御協力をお願いいたします。

（３）１２歳以上の「ふれあいフリーパス」利用者の介助者が本人とともに乗車（帰りの単独乗車も含む）するための定期券購入にあっては、「高齢者フリーパス」と同程度の優遇をしてください。（継続）

【回答】

１２歳未満のふれあいフリーパス利用者は、保護者が同乗する必要性が高いことから「介助付用」のふれあいフリーパスを交付しています。

また、高齢者外出支援事業の福祉パスも、介護者本人が７０歳以上である場合に「介護者用」の福祉パスを交付しており、いずれも介助・介護を受ける方と同乗の場合に有効なフリーパスとなっています。

１２歳以上の利用者の介助者の方については、障害者手帳又は障害者一般乗合自動車運賃割引証を提示することで半額運賃で利用できますので、ご理解くださいますようお願いいたします。